

委託事業仕様書

1 委託調査件名

令和8年度山地保全調査（既存海岸防災林の現況に応じた機能向上のためのガイドライン策定調査）委託事業

2 目的

東日本大震災の大規模な津波による被害を契機に、海岸防災林は津波からの多重防御の施策に位置付けられるとともに、当庁ではこれまで「海岸防災林の生育基盤盛土造成のためのガイドライン」や「海岸防災林の保育管理のためのガイドライン」など、津波被害軽減効果を考慮した海岸防災林の造成に向けた手法等を取りまとめてきた。海岸防災林を造成し直している一部の県では、これらガイドラインを基に海岸防災林の造成を進めているところであり、また、東北地方においては、これらの取組みを導入した海岸防災林の初期成育が終了する段階にあり、広葉樹の混植など新たな知見がもたらされている状況でもある。

一方で、多くの都道府県では、林帯幅や延長、林帯構成等の現況が全国で異なっていることに加え、一定の機能を有する海岸防災林が既に成立しているため、造成から仕立てていく手法の上記ガイドラインでは既存海岸防災林にそのまま活用できない部分も多いというのが現状である。加えて、松くい虫による被害防止対策、都道府県職員等のマンパワー不足、ニセアカシアなどの外来種対策などの対応に追われていることもあり、既存海岸防災林が有する飛砂防備や防風、潮風防備などの機能向上が十分に進んでいない状況も見られる。

また、令和6年8月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、依然として津波に対する備えが必要な状況であり、多重防御の施策に位置づけられる海岸防災林の機能向上が全国的に求められている。

このため、全国の既存海岸防災林の現況を整理・分析し、海岸域を構成する各要素（砂浜、防潮堤、前砂丘、防潮堤、砂草帯、灌木帯、クロマツ、広葉樹、下層植生、地形等）を踏まえた機能向上の考え方、松くい虫被害林における広葉樹の導入、複層林化など機能向上策を検討するとともに、併せて、海岸防災林の保育管理を取り巻く厳しい状況を踏まえ、より一層の効率化・省力化の手法を検討し、既存海岸防災林の現況に応じた機能向上の手法を取りまとめることとする。

3 内容

（1）目標林型に向けた整備の方向性の検討

令和7年度山地保全調査（既存海岸防災林の現況に応じた機能向上のためのガイドライン策定調査）委託事業（以下「令和7年度委託事業」という。）で分類分けした代表海岸林毎に目標林型に向けた機能向上に資する整備の方向性を体系的に明示する。

具体的には、海岸域を構成する各要素（砂浜、防潮堤、前砂丘、防潮堤、砂草帯、灌木帯、クロマツ、広葉樹、下層植生、地形等）の質や量、健全性を踏まえた上で、令和7年度委託事業で分類分けした代表海岸林の標準断面イメージごとに目標林型に向けた考え方や整備の方向性を整理・分析し、体系的に明示する。

(2) 調査結果の取りまとめ

- ① 令和7年度委託事業及び(1)でまとめた内容を「既存海岸防災林の現況に応じた機能向上のためのガイドライン」として取りまとめる。
- ② ①の作成に当たっては、以下検討委員会などを通じて、関係都道府県の意見照会を行うこととする。

(3) 検討委員会等の運営

本事業の目的を効果的かつ効率的に達成できるよう検討を行うため、有識者3名程度からなる検討委員会を設置する。検討委員会は本事業期間中に3回開催するものとし、このうち1回は現地開催とする。また、室内で実施する2回については、各都道府県が参加しやすい方法・体制を確保するよう検討する。なお、検討委員会の運営に含まれる業務内容は、会場の確保・運営、委員の出席調整、会議用資料及び議事録の作成等の事務局機能とする。

(4) 調査報告書の作成

- (1) から (3) までについて調査報告書に取りまとめる。

4 調査実施期間

委託契約締結日から令和9年3月10日(水)まで

5 成果品

(1) 納入物品

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・調査報告書 | 11部 |
| ・調査報告書(概要版) | 3部 |
| ・電磁的記録媒体(CD-R又はDVD-R) | 3部 |

電磁的記録媒体は、提出前に最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルバージョン、チェック年月日)を記載したラベルを添付して提出すること。

(2) 納入場所

林野庁 森林整備部 治山課 施設実行班(本館7階ドアNo.本773)

6 その他

- (1) 受託者は、本事業についての打合せを事業着手時、契約期間中、納品前に3回以上行うほか、林野庁担当者から求めがあった場合は打合せを行うこと。
- (2) 業務の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。

- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うこと。
- (6) 受託者は、委託事業に関する通知、報告書等について、発注者から提供、貸与を受けることができる。
- (7) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）ものの給与明細を確認する。
- (8) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境 負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。また、事業の最終報告時にみどりチェック実施状況報告書（別紙）を提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、アからウの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～ウの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

